

公啓法親王と上方宮門跡との関係性

——輪王寺宮の融和的姿勢の検討——

The Relationship Between Prince Kōkei and the Miya-monzeki in
Kamigata: An Examination of the Conciliatory Attitude
of The Rinnojinomiya

松本 大輝

キーワード：輪王寺宮，公啓法親王，兼帯，上方宮門跡秩序，融和

This study examines Prince Kōkei, the seventh generation of The Rinnojinomiya lineage. It demonstrates that compared to the first-generation Rinnojinomiya abbot, Prince Shuchō's attitude became more conciliatory after succeeding to The Rinnojinomiya. Previous studies on The Rinnojinomiya have focused on Prince Shuchō, the first abbot; his superiority over the Miya-monzeki in Kamigata is often emphasized.

However, my analysis of Prince Kōkei showed that he adopted a more cooperative stance toward the Miya-monzeki in Kamigata compared to Prince Shuchō. Specifically, although Prince Kōkei relocated from the Manshuin Temple to The Rinnojinomiya, he maintained a limited concurrent appointment at Manshuin, ensuring that it did not remain vacant.

By strategically managing his dual roles as the abbot of The Rinnojinomiya and a member of Manshuin, Prince Kōkei fulfilled his responsibilities at The Rinnojinomiya. He contributed to the succession affairs of the Miya-monzeki in Kamigata as a representative of Manshuin. This reveals the

reciprocal and cooperative relationship between Rinnojinomiya and Miyamonzeki in Kamigata during his tenure.

By examining each generation of Rinnojinomiya abbots in detail, we can clarify whether significant changes occurred during the 200-year history of the temple. Detailed research on The Rinnojinomiya is needed.

目次

はじめに

第一章 上方宮門跡としての輪王寺宮

第二章 日光山門主としての輪王寺宮

おわりに

注

参考文献

はじめに

宝暦二年（一七五三）、第七代輪王寺宮の公遵法親王が隠居し、第八代輪王寺宮の公啓法親王が、曼殊院宮から転住して、輪王寺宮を相続した。歴代輪王寺宮は天皇家の皇子が選ばれてきたが、公啓法親王は初めて世襲親王家から擢用されている。公啓法親王の擢用過程については、拙稿『「広橋兼胤公武御用日記」から見る―公啓法親王の相続事情―』にて検討し、以下の要因を明らかにした。

①当時は深刻な皇子不足により、宮門跡だけでなく

天皇家の後継者確保も難航したため、世襲親王家から宮門跡が選ばれることが常態化していた。

②閑院宮家は世襲親王家の中でも天皇家との血筋が最も近く、輪王寺宮としての格を維持できる候補であった。また、当主直仁親王の娘倫子女王が徳川家治との婚約を結んでいたため、徳川家との関係性が深い点も重要だった。

③比叡山三門跡（青蓮院・妙法院・三千院のことを指す）と附弟（門主の跡継ぎ）の内約を結んだ皇子たちは敬遠され、京の宮門跡秩序を阻害しない人物を選ぶ必要があった。

以上を踏まえ、公啓法親王は朝廷と幕府の双方にふさわしい候補であることを明らかにした。また、公啓法親王は朝廷を中心とした上方宮門跡秩序に同調し、輪王寺宮の複雑な関係性の変化を明らかにしている。このような分析は、先行研究において指摘されている初代輪王寺宮の研究を踏まえたものである。

例えば村山修一は「妙法院門跡堯想法親王とその時代」（『史林』第五十六卷四号、一九七三）にて、妙法院門跡である堯想法親王が、輪王寺宮門跡と幕府に

よって宗教上の主導権を握られ、憤懣している様子を明らかにしている。一方曾根原理は、『徳川家康神格化への道―中世天台思想の展開』(吉川弘文館、一九九六)にて、徳川神格化と輪王寺宮成立が、上方からの宗教権威の独立を達成するためのものであったことを指摘している。

最終的には杣田善雄が、両者の研究を踏まえたくうえで、『幕藩権力と寺院・門跡』(思文閣史学叢書、二〇〇三)にて、輪王寺宮が他の上方門跡より後継の確保が優先される様子を明らかにし、門跡の人的保障の側面において、輪王寺宮門跡に対し上方宮門跡が従属的に位置していることを指摘している。さらに杣田は、同書にて、宗学統制権や住持任命権などの権威性の所在に関する分析を通じ、輪王寺宮門跡の成立によって、上方門跡の権限が、形式的なものを除いて、輪王寺宮門跡に吸収されていることを指摘している^(一)。このように、初代輪王寺宮はその権力の優位性から、上方宮門跡に優越する存在として度々捉えられているのである。

よって、輪王寺宮の先行研究は、史料の制約から^(二)、一定の偏りが指摘される^(三)が、個々の輪王寺宮の詳細

な検討が課題になっている^(四)。輪王寺宮は、明暦元年(一六五五)の成立から、明治元年(一八六八)に公現法親王が親王の身分が解かれるまで、約二百年存続した宮門跡であり、時代の経過や社会情勢の変化に伴い、関係性の変化が推察されるためである。先述した拙稿を踏まえれば、公啓法親王の上方門跡に対する姿勢は、初代輪王寺宮と比較した場合、対立から同調へと、融和的な傾向を示したと考えられる。したがって、本稿では、公啓法親王の輪王寺宮相統までを既に拙稿にて分析したことを踏まえ、『広橋兼胤公武御用日記』(以下『兼胤記』)を中心に、輪王寺宮相統後の公啓法親王の役割を検討し、輪王寺宮の関係性の変化について論ずる。

『兼胤記』とは、廣橋兼胤の役務日記であり、先行研究上では、当時の朝廷の様相に対する分析や、尊王思想の走りとされる宝暦事件に関する考察など、朝廷に関連した研究で広く用いられる史料となっているが、輪王寺宮に関しても、纏まって記録が残っているといふ点で、非常に貴重な史料となっている。

なお、これ以降の史料引用における()内の注記

は、すべて引用者によるものである。

第一章 上方宮門跡としての輪王寺宮

公啓法親王が江戸へ下向し、輪王寺宮を相続した後、初めての大任は、天台座主宣下のための上京と、その際に曼殊院宮の一時的な兼帯（門主の地位を兼任すること）が行われたことであった。宝暦十二年（一七六二）四月に輪王寺宮は、天台座主宣下を行うために上京し、同年十一月に天台座主を辞退するまで京に滞在したが、その際に曼殊院宮を一時的に兼帯したのである^(五)。公啓法親王は、曼殊院宮から輪王寺宮へ転住相続した宮門跡であり、本来転住相続が行われた場合、転住元の宮門跡は、無住の状態になるか、転住に際して新たな宮門跡候補が選定され、附弟の御内約が結ばれるのが一般的である^(六)。しかし、公啓法親王は転住相続に伴う附弟の選定を行わずに、曼殊院宮を「御預」した。このことは、『兼胤記』に次のように記されている。

〔史料一〕『兼胤記』寛延三年七月二十八日条

廿八日、

一 辰半刻、同役同伴向松平（松平資調）豊後守役宅、対謁、

（中略）

一 願曼殊院空室之間被預度由、願之通被 仰出、

一 可申達之由撰政殿被命、夫二付被 仰出之趣、

如左、新宮可申達、豊後守并院家坊官等江も

可含置申定了、

一 曼殊院室御相続之人体有之候迄、御預之儀、

御願之通被 仰出候、尤御兼帯二而者無之候

事、

一 御相続之人体有之候上、法流者青蓮院同流勿

論之儀二而可有之候事、

一 御預之時之例格二而、諸事可有御取計候事、

〔東京大学史料編纂所 編 一九九〇年 一二五〕

右の引用は、寛延三年（一七五〇）に先代輪王寺宮である公遵法親王が、曼殊院宮門跡を務めていた公啓法親王を、輪王寺宮附弟と定めた際のものであり、①曼殊院宮は公啓法親王の「御預」であって、兼帯ではないこと、②曼殊院宮を相続する人物は、青蓮院と同

じ法流に属すること、の二点が確認されている。①に
関しては、輪王寺宮が宮門跡を兼帯することで、事実
上輪王寺宮の支配下になった宮門跡として、毘沙門堂
が既に先例として存在^(毛)している。そのため、曼殊院
でも同様の事態に陥らないように、「御預」という形式
を取ることで、兼帯のように門主の地位には付いてい
ないことを、意識的に区別したと考えられる。また②
に関しては、青蓮院は代々三昧流の教えを継承してお
り、曼殊院宮に関しても、同様の法流に則るよう留意
されたものである。なお、ここではあくまで「御預」
とした曼殊院宮であるが、公啓法親王が輪王寺宮を継
いだ後、宝暦十一年（一七六一）に一時的な兼帯を次
のように願ひ出ている。

〔史料二〕『兼胤記』宝暦十一年七月二十八日条

十四日、

一、巳半刻参 内、

(中略)

一、輪門より内、被頼、来年青蓮院宮灌頂大阿闍
梨三昧流之伝法被頼之处、竹門預^(尊眞法親王)二、ハ難被伝

法^二付、灌頂之前後暫竹門被兼帯、被伝法度候、
来年右之儀被相願於 御所表御指支ハ有之間敷
哉、内、被聞合之由^二付、関白殿へ内、申入之
处、密被窺 天氣之处、御指支無之御沙汰之
由、被 仰聞了、

〔東京大学史料編纂所 編 一〇一三年 一一一〕

青蓮院宮である尊眞法親王に三昧流を伝法するため
に、曼殊院宮が「御預」の状態では伝法が難しく、来
年（宝暦十二年）の伝法灌頂の前後に限って兼帯を願
い出で、認められている。三昧流とは、本来青蓮院が
主体となって継承してきた教えであるが、青蓮院宮尊
眞法親王の先代である尊英法親王は、宝暦二年
（一七五七）に亡くなっており、更にその前代である尊
祐法親王は、延享四年（一七四七）に亡くなっている。
一方公啓法親王は、延享元年（一七四四）十二月に曼
殊院宮として入室得度を行い、この時、青蓮院宮であ
る尊祐法親王が戒師を務めている。このことは、『華頂
要略門主伝』で次のように記されている。

〔史料三〕『華頂要略門主伝』延享元年十二月七日条

十二月七日己酉天晴、今夜於曼殊院門跡可有俊宮（公啓法親王）

御得度為御戒師渡御、先是於圓光寺被整御行粧、御衣体鈍色、表袴、衲袈裟、供奉坊官治部卿法印業広

素絹御輿脇四人布衣御先五人等為御祝儀御太刀馬代銀

一枚、三種一荷被進之、御使大藏卿法印経雄参向、

為御雇尊勝院大僧都、法印経雄、法橋経貞、並河木

工等参向、俊宮御法名良啓親王、御饗心之後及子半

刻還御、同八日為御礼白銀拾枚、三種一荷被進、御使千種大藏卿、

〔仏書刊行会 編 一九八一 六八〇～六八一〕

良啓とは、公啓法親王の曼殊院宮時代の法名であり、尊祐法親王が戒師を務め、尊勝院など青蓮院の院家衆も参列していることが記録されている。つまり公啓法親王は、宮門跡において三味流を継承した唯一の人物となっている。

そのため、公啓法親王は、三味流の宮門跡に灌頂を行うため、曼殊院宮を兼帯していたのである。（一） 本末制度のもとで統制が行われていた江戸時代の宮門跡に

おける兼帯は、宮門跡の新規創設や再興に際して、形式的に行われる（九）の一般的なものである。つまり、法流に則って、公啓法親王一代限りの輪王寺宮の曼殊院宮兼帯が許されたことは、公啓法親王固有の事象となっている（一〇）。

例えば、宝暦十二年（一七六二）に公啓法親王が上京した後、曼殊院門跡兼帯に関する文書の扱いについて、京都所司代内で確認されており、それが次の通りである。

〔史料四〕『兼胤記』宝暦十二年閏四月十九日条

一、同申、輪門在洛中曼殊院室兼帯之事、関東二

而被申望相済京都へ申来候様之儀、先格不相知

候、如何取計可被宜哉、内々伊予守相尋之由也、

先格とてハ有間敷敷、寛延四年正月曼殊院室預

り之儀願之節、松平豊後守御役中被申越候書付

写可遣候間、其通ニ而尚又此度之儀伊予守被加

了簡可被申越候、被達方ハいかよう（二）も於此方

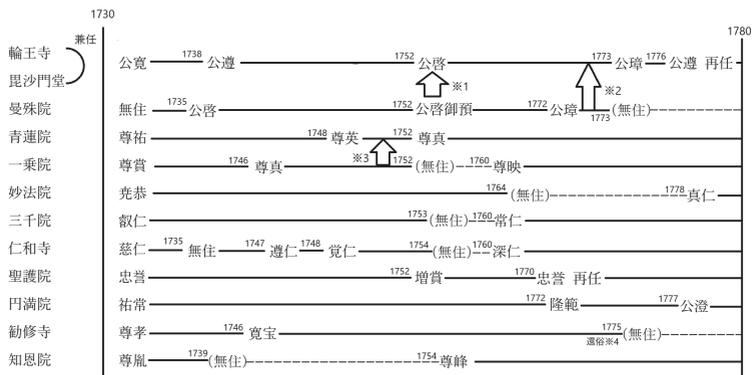
指障有之間敷候由、答了、翌廿日預候節之豊後守書付之写、御附へ進之了、

〔東京大学史料編纂所 編 一一〇一三年 一三三九〕

輪王寺宮が、在京中に曼殊院門跡を一時的に兼帯することについて、先例がないため、所司代としてどのように取り計らうべきか、確認された。その結果「先格としてハ有間敷敷」と、先例が不明であったため、寛延四年（一七五一）正月の書付を参考に、今回も所司代から書付が送付されることを、兼胤へと伝えたものである。宮門跡の一時的な兼帯を行った事例が輪王寺宮内では存在しないため、所司代でも対応に迷いが見られたことが窺える。

さらに、宮門跡の相続の動向について、公啓法親王が輪王寺宮として活動した前後約五十年を検討すると、表一「宮門跡相続の動向について」の通りになり、曼殊院宮以外で宮門跡が「御預」となった事例は確認されない。曼殊院宮のように、転住相続などによって一時的に門主が不在となった宮門跡は、一乗院と勤修寺の二ヶ寺が存在するが、これらの寺院では曼殊院宮と異なり、附弟が定められるか、無住の宮門跡となっていない。したがって、転住相続後に「御預」による特殊な兼帯が認められるのは、曼殊院宮のみに留まっている。なお、「御預」の状態ではなぜ伝法に不都合が生じる

表1 宮門跡相続の動向について



『華頂要略』を参考に作成。無住の期間に関しては、() 表記を付け、点線表記とする。
 輪王寺宮及び上方宮門跡の相続状況を考察するため、公啓法親王が輪王寺宮を相続した1752年を中心に、前後約25年を検討した。
 ※1及び※2：曼殊院宮相続予定だったが、輪王寺宮へ転住
 ※3：一乗院宮相続予定だったが、青蓮院宮へ転住
 ※4：伏見宮相続のため、遷俗

のか、その理由は明示されていないが、記録上の文言からある程度推測が可能である。例えば、『華頂要略門主伝』には、尊真法親王に対する伝法灌頂の事前儀礼として、三摩耶戒の戒律を授けた事例が次のように記録されている。

〔史料五〕『華頂要略門主伝』宝曆十二年十一月五日条

同月六日甲子天晴。今日被行庭儀三摩耶戒、大阿闍

梨曼殊院一品公啓親王、于輪王御受者御受者御年廿九、着座公卿

清水谷大納言御美奈油小路左衛門督降前石井宰相行忠奉行

職事中門藏人右中弁俊布施取殿上人穗波大藏少輔明尚

六角兵部大輔通知石山右京大夫隆基東久世刑部權大輔武通椋

井大膳大夫文章堂童子園池石兵衛權佐德実大宮民部權大

輔孝貞岩倉治部權大輔被弘愛宕宮内少輔直通執綱東久世椋

井兼之、執蓋慈光寺極蔭源澄出納右近將監職方、御

倉小舍人真繼若狭守親弘、山科刑部丞生民等各參

勤、勅使久世少將通根朝臣、並差使中大路右近、為

御祝儀御太刀一腰、御馬代判金一枚、干蕨、昆布、

水菟菟御樽一荷賜之、

〔仏書刊行会 編 一九八一 七六八〜七七〇〕

ここで特筆すべき点は、公啓法親王が「大阿闍梨曼殊院一品公啓親王」と表現されていることである。公啓法親王が曼殊院宮を兼帯している場合、その主体は曼殊院宮であり、あくまで輪王寺宮を兼帯している曼殊院宮として記述されている。これに対して、公啓法親王が曼殊院宮を兼帯する前の記事を『華頂要略門主伝』で確認すると、次のような記述が見られる。

〔史料六〕『華頂要略門主伝』宝曆一二年六月二十七

日条

同月廿七日戊午御前行御開關、

輪門兼曼殊院公啓親王有御成、為御祝儀昆布一

箱、砂糖漬一壺被進之、御対面之後輪門御手

自令作散杖貳本給御入堂、阿闍梨宮三重衣御受者

白蟻淨衣、同七条製衣、念珠海子之造之、但御対面之時着、白蟻淨衣、同じ三層御着用。輪門還御之後以御使法親

被進昆布一箱、饑頭百貳一折、

〔仏書刊行会 編 一九八一 七五三〕

右の引用は、公啓法親王が曼殊院宮一時兼帯を申し出る前の記事であり、開關の儀礼に際して、輪王寺宮

である公啓法親王が参列したことが示されている。しかし、この記録では「輪門兼曼殊院」と表現され、主体が輪王寺宮となっている。

したがって、公啓法親王は、輪王寺宮と曼殊院宮の二つの立場について、明確に使い分けており(二)、曼殊院宮が青蓮院宮に三昧流を授けたという事実を残すために、曼殊院宮を兼帯したのである。公啓法親王が、このように立場を使い分けなければならない理由は、尊真法親王に一身阿闍梨を授けた際の記録から読み取れる。このことは『華頂要略門主伝』に次のように記録されている。

〔史料七〕『華頂要略門主伝』宝暦十二年十月十日条

応令入道無品尊真親王補一身阿闍梨職事右得
阿闍梨一品公啓親王今月五日奏状備謹檢故実為
万乘瓊樹之貴種預一身闍梨之恩花者 皇朝之佳
猷釈門之恒典也爰件尊真親王者分天潢之浪湛法
水之淵源為王室之盤石協仏家之棟梁推薦之処誰
謂非拋望請天慈以件尊真親王被授一身阿闍梨職
者弥誇自宗之繁昌將祈 聖運之久遠矣者右中弁

兼左衛門権佐藤原朝臣俊臣宣権中納言藤原朝
臣益房宣奉 勅依請者

〔仏書刊行会 編 一九八一 七五六〕

公啓法親王の奏上に基づき、「応令入道無品尊真親王補一身阿闍梨職事」と、尊真法親王に一身阿闍梨が授けられたことを示している。天皇の血統が、一身阿闍梨を授かることは、「皇朝之佳猷釈門之恒典也」と、朝廷にとって良きことであり、仏教にとっては一定不変の規則であるとしている。そして、「爰件尊真親王者分天潢之浪湛法水之淵源」と、尊真法親王は、天潢（皇族）の流れに則り、仏法を伝える源となり、「為王室之盤石協仏家之棟梁」と、王室の基盤となり、仏教を支える人物として、尊真法親王を評価している。つまり、尊真法親王が仏教における伝統に従い、仏法を遵守していることを称えた記録となっている(三)。

仮に公啓法親王が曼殊院宮の名を冠さずに、一身阿闍梨を授けていた場合、尊真法親王は、伝統に基づく仏法の遵守から逸脱する恐れがあり、上方宮門跡秩序を維持するために、公啓法親王は意識的に立場を使い

分けたのである。そのため、公啓法親王は、最終的に兼帯から「御預」に戻すことを次のように願ひ出ている。

〔史料八〕『兼胤記』宝暦十二年十一月十八日条

- 一、輪王寺宮より書付、曼殊院室被兼帯候処如元
預_二被願存之由書付、同役撰政殿へ持参被
申入、可言上被命、附葉室大納言言上、如元
預_二被 仰出了、

〔東京大学史料編纂所 編 二〇一五年 四五～四六〕

右の引用では、公啓法親王が自ら「御預」に戻すことを申し出ている点が注目される。これは、公啓法親王が意識的に立場を使い分けていたことを裏付けている。

さらに公啓法親王は、三昧流の継承だけでなく、曼殊院宮の附弟の決定にも関与し、曼殊院の相続にも大きく貢献している。曼殊院宮附弟に関しては、宝暦十二年（一七六二）十一月に次のように記録されている。

〔史料九〕『兼胤記』宝暦十二年十一月十八日条

- 一、曼殊院室無住_二付閑院帥宮末子_{（公璋）}方宮_{（三子）}、
相統之儀、輪門令旨_並竹門院家願書_並親王御在位_{（英仁親王）}
相成御養子之願書等、同役持参撰政殿御亭被
申入、可沙汰被命、附葉室大納言了、
〔東京大学史料編纂所 編 二〇一五年 四六〕

曼殊院宮が無住であったため、閑院宮典仁親王の末子である方宮（公璋法親王）_{（三）}へと相続することを希望する旨が、公啓法親王をはじめ、静浄心院やその家来、そして閑院宮から願ひ出され、方宮を後桃園天皇の養子とするよう求めている。公啓法親王は、上京中、曼殊院宮の整備にも尽力していたことが窺える_{（二四）}。

このように、公啓法親王は天台座主として上京する際、上方宮門跡に対して多大な貢献を果たしていた。また、上京中に桃園天皇が薨去するという事態に直面し、『八槐御記』（国立公文書館 online:img/4266939）宝暦十二年（一七六二）八月二十二日条には、天台座主として桃園天皇の葬儀に参列した様子が記録されて

いる。公啓法親王は、朝廷を中心とした宗教秩序を守り、その責務を全うしていたのである。輪王寺宮は、その成立過程から、しばしば上方宮門跡に対して上位の存在として認識されてきたが、江戸時代中期においては、単に上方宮門跡を抑えるのではなく、相互補完的な役割を果たしていたと考えられる。ただし、輪王寺宮という立場そのものは、上方宮門跡秩序から独立した存在として認識されていた点には注意が必要である。公啓法親王と朝廷とが互いに柔軟な対応を行った結果として、上方宮門跡秩序の維持が実現したのである。

第二章 日光山門主としての輪王寺宮

天台座主として上京していた時期の公啓法親王は、曼殊院宮としての活動が顕著であった。一方で日光山門主としての役割も果たしており、その代表的な事例が、明和二年（一七六五）の、徳川家康の百五十回忌に際して日光山で執り行われた神忌（法会）である。この法会では、公啓法親王が輪王寺宮として導師を務め、法会の進行を指揮するとともに、上方宮門跡への

接待などにも積極的に関与したのである。

神忌において、公啓法親王は、調整役として事前に動いており、例えば明和元年（一七六四）には、法会の進行についてどのようにすべきか、京へと次の通りに尋ねている。

〔史料十〕『兼胤記』明和元年七月二十六日条

一、飛騨守上申越、来年日光法会御経供養曼荼羅

供次第書、勅令之事故自京都作進可有之哉之旨、日門より被申候、五十回・百回之節も

従京都作進無之間、此度も先例之通日光門跡

定有之方と存候由之事、舞楽目錄、道具等用

意之ため前に相知候様致度候由之事、摂政殿^江

申入、次第書可為先例之通可答遣、楽目六四

辻より被書出候様^二可申達、被命了

〔東京大学史料編纂所 編 二〇二一年 二五六〕

右の引用は、神忌の中には勅会が行われる日があり、勅会の次第書を朝廷で作成すべきかどうかについて、公啓法親王が朝廷へ相談した記録である。朝廷からの

返答としては、過去の法会の例に倣い、今回も輪王寺宮側で作成すべきであるとの回答がなされた。これまでの輪王寺宮において、このように朝廷に次第書の作成を確認する事例は見られず、公啓法親王が朝廷へと特段の配慮を行ったものと考えられる^(一五)。

また、兼胤が公啓法親王に依頼した事例もあり、『兼胤記』には次のように記されている。

〔史料十二〕『兼胤記』明和元年九月十六日条

一、東照宮五十回忌之節 御所方より御贈経、其品不相知、留書等^二無之、(公啓法親王)輪門へも内、尋申候処不相知、仍飛驒守へ内、吟味之事申達、(松平武元)老中より考来候趣飛驒守書付差越、摂政殿へ申入了(後略)

〔東京大学史料編纂所 編 二〇一八年 二八七〕

五十回忌の際に贈られた御経に関する記録がなかったため、兼胤が各所に確認を取ったものであり、公啓法親王もその確認先の一つとして関わっている。公啓法親王自身は詳細を把握していなかった^(一六)ものの、

法会の準備に向けて両者が協力していたことがわかる。その後、明和二年(一七六五)には、百五十回忌の法会が執り行われた。神忌は、その儀礼上においては、大きな変化は見られないものの、注目すべき点として、上方からの参列者および贈経者の二つが挙げられる。参列者については『兼胤記』にて次のように記録されている。

〔史料十二〕『兼胤記』明和二年三月十九日条

十九日、甲午、晴、
一、天明之比自阿部飛驒守宿繼脚力来、達議奏書状、飛驒守より来候、議奏同様也、在神忌一件之留帳。
一書令申入候、(松平親王)主上・女院・親王御安全被為渡候、御両卿御清福可有御旅行、珍重存候、然ハ、昨夜阿部飛州より別紙之通申来候^二付、(松平親王)發出日限正徳度之通相定向、江申達候、仍日割書付令進之候、恐、謹言、

三月十五日

広橋大納言殿 雅香
姉小路前大納言殿 頼要

(中略)

別紙

青蓮院宮(原良法親王)
三月十八日出生、
四月三日光着

梶井宮(常仁法親王)
三月十九日出生、
四月九日光着

鷹司右大臣(輔平)
三月廿六日出生、
四月十五日光着

転法輪大納言(三条季晴)已下
三月廿六日出生、
四月十日光着

平松中納言(時行)已下
三月廿七日出生、
四月十一日光着

風早宰相(公雄)已下
三月廿八日出生、
四月十一日光着

樋口前宰相(基康)已下
三月廿九日出生、
四月十三日光着

六条前大納言(有起)已下
三月卅日出生、
四月十四日光着

〔東京大学史料編纂所 編 二〇二一年 八七〜八八〕

右の引用は、公家や上方宮門跡が法会に際して、京を出発し、日光山に到着する予定をまとめた記録である。主要な公家はもろんのこと、比叡山三門跡からも青蓮院宮と梶井宮が参列していることが確認できる。一方、妙法院門跡については、門主の堯恭法親王が明和元年（一七六四）に逝去し、附弟も定められていな

い状況下であったため、参加が困難であったと推測される。五十回忌以降、神忌の規模が縮小していることは先行研究で指摘されている^(二七)が、上方宮門跡においても、同様に規模を縮小しながらも^(二八)、主要宮門跡は引き続き参加している様子が確認出来る。
次に贈経者に目を向けると、こちらは規模の縮小が見られず、依然として同様の規模感を維持していることが確認できる。それは次の通りである。

〔史料十三〕『兼胤記』明和二年四月十六日条

一、禁裡御贈経院承仕道泉調進、筆者、

序品 輪王寺宮公俊親王、

方便品 醍醐前内大臣兼深公、

譬喩品 左大臣尚美公、

信解品 三条大納言季晴卿、

葉草喩品 右大臣輔平公、

授記品 大覚寺前大僧正寛深、

化城喩品 花山院大納言長熙卿、

五百弟子品 青蓮院宮尊英親王、

人記品 小倉前大納言宜季卿、

見宝塔品
 法師品 高辻前大納言家長卿、
増實親王、
 円満院前大僧正祐常、
 提婆品 内大臣道前公、
 観持品 西園寺大納言實季卿、
 安樂行品 葉室前大納言頼要卿、
 涌出品 中山中納言愛親卿、
 壽量品 花山院前右大臣常雅公、
 分別功德品 日野中納言資枝卿、
 隨喜功德品 右大将重良卿、
 法師功德品 清水谷大納言実采卿、
 常不輕品 知恩院宮尊峯親王、
 神力品 姉小路前大納言公文卿、
 囑累品 兼胤
 藥王品 平松中納言時行卿、
 妙音品 油小路大納言隆前卿、
 普門品 四条中納言隆鏡卿、
 陀羅尼品 庭田前大納言重熙卿、
 妙莊嚴品 四辻中納言公亨卿、
 勸発品 正親町前大納言実連卿、
 外題 帥宮典仁親王、

無量義経三卷、 聖護院宮増實親王、
 勸普賢経 隨自意院宮公遠親王、
 阿弥陀経 冷泉前大納言宗家卿、
 般若心経 般若心経 上總宮(京極宮)
公仁親王、
 筆者目録 石井前宰相行忠卿、
 篁銘 梶井宮常仁親王、
 女院御贈経 般若心経 綾小路按察使有美卿、
 外題 式部卿宮家仁親王
 親王同 同 難波中納言宗城卿、
 同 前関白道香公、
 准后同 摺字阿弥陀経
 [東京大学史料編纂所 編 二〇二一年
 一一三〜一一五]

円満院宮や聖護院宮は、過去の神忌に参列した宮門跡であり、今回は直接の参列がなかった(二九)ものの、贈経という形で儀式に関わっている(三〇)。また、公啓法親王の特徴として、閑院宮と京極宮が関与している点の特筆される。神忌において世襲親王家の名が見えるのは、この両家が初めてであり、いずれも徳川家と

婚姻関係を持つ親王家である(二)。拙稿にて、公啓法親王の選出理由を徳川家との関係性に基づくと考察したが、徳川家康の法要に関与した事例を通じて、この関係性の重要性がさらに強調されたと言える。

また、公啓法親王以前の輪王寺宮と比較した場合、儀礼上においては特に顕著な変化は確認できないもの(三)、公啓法親王特有の事象として、上方宮門跡に対する饗応が挙げられる。法会の前後には二度の饗応が行われた記録が残っており、それは次の通りである。

〔史料十四〕『兼胤記』明和二年四月十二日条

(常良法親王)

一、未斜詣青蓮院・梶井両宮宿坊、賀登山之儀、

次参本坊、(輪小路公文)前亞相同参入、有饗応、賜手製薫

衣香二種、(紫舟)子刻許帰宿坊、

〔東京大学史料編纂所 編 二〇二二年 一一〇〕

〔史料十五〕『華頂要略門主伝』明和二年四月十二日条

(公啓法親王)

今日於輪王寺宮御饗応有之、依茲毛氈五枚、御菓

子四重一折被進之、

〔仏書刊行会 編 一九八一 八〇〇〕

〔史料十六〕『兼胤記』明和二年五月五日条

一、輪王寺宮依御招、参浅草寺本坊、(伝法院)右府・

青門・梨門・予・姉小路・平松・四辻等被招、

有能饗応、(親世文字)薄暮還馳走所、

〔東京大学史料編纂所 編 二〇二二年

一四〇～一四一〕

日光山本坊である光明院や浅草寺において、公家衆や青蓮院宮、梶井宮が饗応された記録である。輪王寺宮は基本的に関東に滞在するため、他の宮門跡と対面する機会が限られていたが、公啓法親王の代では、その饗応に関する記述が特に厚いものとなっている。公啓法親王は、歴代の輪王寺宮と比較して、上方宮門跡との関係が深く、今回の饗応も、その関係性の影響が考えられる。

このように、公啓法親王は日光山門主として神忌を執り行ったが、その振る舞いは、他宮門跡に対して上位者として振舞うのではなく、協調的かつ融和的な姿勢を示していたと言える。

おわりに

本稿では、『兼胤記』に記録された輪王寺宮相続後の公啓法親王の動向に注目し、天台座主宣下のための上京期間および徳川家康百五十回忌における行動を中心に、その役割を検討した。その結果、公啓法親王は上方宮門跡秩序の維持に大きく貢献し、上方宮門跡との関係性を拡大することで、融和的な姿勢を示していたことを明らかにした。

公啓法親王は、深刻な皇子不足を背景に、歴代輪王寺宮として初めて世襲親王家から選出された人物である。この皇子不足の時代において、輪王寺宮と上方宮門跡の存続は最優先課題であり、そのため両者の関係は融和的になったと考えられる。上方宮門跡が存続しなければ転住相続ができず、輪王寺宮は成立し得ない。一方、上方宮門跡も人員不足の中、輪王寺宮を秩序に組み込むことで存続をはかる必要があったためである。

また、本稿では詳述しなかったが、上方との融和という視点から、先代輪王寺宮である公遵法親王の動向

も注目される。公遵法親王は、輪王寺宮として初めて存命中に隠居し、公啓法親王に地位を譲った後、病氣療養を理由に宝暦十一年（一七六一）九月に上京し、長期間京に滞在した⁽¹¹⁾。『兼胤記』では、隠居後の公遵法親王に関する記述は限定的であるが、宝暦十二年（一七六二）十二月二十三日条に、桃園天皇の崩御に伴う婚礼の延期を、公遵法親王が提案する一例が記録されている。この婚礼は、藤堂家と清水谷家によるものであり、このことから、公遵法親王が、武家との関係における調整役として、一定の役割を果たした可能性が考えられる。

このように、輪王寺宮の融和的な姿を捉えるためには、一代ごとに詳細な検討が不可欠である。そのためには、各種史料を用いて輪王寺宮の具体的な姿を検討することが、現状の輪王寺宮研究において求められている。こうした基礎的研究の蓄積により、初めて輪王寺宮の正確な姿を考察することが可能となるのである。

注

(一) ただし柚田の場合は、公儀（幕府）との関係においては、輪王

寺宮さえも、形式的な存在に過ぎず、最終的な決定権は公儀に
あることを結論づけている点には注意が必要である。

(二)

輪王寺宮は、輪王寺宮本人の手による日記史料等は残っており
ず、特に江戸時代中頃に関しては、『慈眼大師全集』における
「東叡大王御歴代略御年譜」や「纂輯御系譜」などの史料群に
限られてしまっていた。近年では、本論文で扱う武家伝奏日記
や、輪王寺宮が住職を務めた『浅草寺日記』といった史料の公
開・翻刻等が進み、輪王寺宮研究の環境が充実しつつある。

(三)

辻善之助『日本仏教史 近世編2』(岩波書店、一九五三年)や
袖田善雄『幕藩権力と寺院・門跡』(思文閣史学叢書、二〇〇三)
は、初期の江戸宗教政策や、天海僧正に着目して、その一環と
して初代輪王寺宮である守澄法親王について言及した研究と
なっている。また、最後の輪王寺宮である公現法親王は、史料
が現在にまで豊富に伝わっている他、戊辰戦争にて奥羽越列藩
同盟の盟主を務めたこともあり、藤井徳行「明治元年・所謂
「東北朝廷」成立に関する考察―輪王寺宮公現法親王をめぐっ
て」(『近代日本史の新研究1』、北樹出版、一九八一年)や熊野
秀一「公現法親王の奥羽越列藩同盟における役割について」
(『大正大学大学院研究論集 三十七』二〇一三)など、盛んに
研究が行われている。このように初代と最終代に先行研究は集
中しており、歴代全体への考察が少ない。

(四)

脚注一で示したように、近年では史料搜索の発展により、森田
晃一「東叡山主・輪王寺宮の浅草寺御成について」(『岐阜女子
大学地域文化研究』第一五号、一九九八年)や菅野洋介「輪王
寺宮の浅草寺御成と相撲―徳川家斉政権期を中心に―」(『駒沢
史学』一〇二・二〇二四)など、輪王寺宮に関する具体的な研
究が行われるようになりつつある。

(五)

輪王寺宮は通常、日光山輪王寺・上野寛永寺・山科毘沙門堂・
滋賀院を兼帯するが、そういった宮門跡寺院とは別に、公啓法
親王一代に限り、特例として曼殊院宮の兼帯が許されている。

(六)

転住相続については、石津裕之「近世中期における宮門跡の相
続」(『日本歴史』八三四、日本歴史学会、二〇一七)に依る。
石津は、宮門跡の相続過程を、宮家皇子を直接附弟に定める直
接相続と、他の門主を附弟として転住させる転住相続の二つに
大別し、直接相続は朝廷を通して円滑な合意が形成されるのに
対し、転住相続においては、資格の変化(降下)を危惧して、
場合によっては朝廷に反発する様子を明らかにしている。

(七)

第三代輪王寺宮である公弁法親王が毘沙門堂門跡を兼帯した結
果、以降輪王寺宮が毘沙門堂を兼帯し続けることとなり、実質
的に輪王寺宮の支配下に入る形になっている。そのため、一部
輪王寺宮に関しては、日光や上野の墓地とは別に、毘沙門堂に
も髪爪塔という形で供養されている。

(八) 灌頂を行うためであって、伝法のためではない点には注意が必要である。『華頂要略門主伝』でも、尊真法親王へ公啓法親王が灌頂を授けているものの、伝法自体は、青蓮院の院家である尊勝院僧正の文付が行っていることが記録されている。あくまで宮門跡から宮門跡へと灌頂を行わなければならないという、格式上の問題であることがわかる。

(九) 輪王寺宮が兼帯する寛永寺・毘沙門堂・滋賀院は、寛永寺は東叡山創設の一環として整備され、毘沙門堂は輪王寺初代門主である天海僧正によって再興され、滋賀院も天海僧正によって創建されている。

(一〇) 尊真法親王への灌頂を行った後、曼殊院宮は輪王寺宮兼帯から「御預」に再び戻っており、あくまで一時的な措置として兼帯を行っている。

(一一) 但し『兼胤記』上においては、上京中においても、輪王寺宮もしくは輪王寺座主宮という表現が使われている。『兼胤記』が武家伝奏日記なのに対して、『華頂要略門主伝』は青蓮院の編纂史料であり、公家と仏僧での意識の違いが見て取れるものとなっている。

(一二) 拙稿『広橋兼胤公武御用日記』から見る公啓法親王の相続事情¹⁾では、上方宮門跡と輪王寺宮を比較することで、閑院宮家出身の公啓法親王の格が上方門跡と同等のものであることを

考察したが、この『華頂要略門主伝』の記事からも、同様のことが確認できると考えられる。尊真法親王は、伏見宮家出身の法親王であるが、ここでは天皇の血統に連なる人物であるとしており、世襲親王家の格式高さが窺える内容となっている。このことから、閑院宮家出身である公現法親王を輪王寺宮に選択することは、格式上問題なかったために、選ばれたのではないかと考察できる。

(一三) この後、公璋法親王は曼殊院宮相続のために動くこととなるが、実際には曼殊院宮として入寺得度を行う前に、安永元年(一七七二)公啓法親王が亡くなってしまい、急遽輪王寺宮附弟として移転している。その直後には、閑院宮家から曼殊院宮跡継ぎを定めるも、幼少の間に亡くなってしまふということも二回ほど繰り返し、天保三年(一八三二)に讓仁法親王が曼殊院宮を相続するまでの間、曼殊院宮は無住の宮門跡となつてしまっている。

(一四) この他、宝暦十二年の九月と十一月の二回を通じて、輪門令旨が出され、どちらも曼殊院門下への僧位の授与に関するものとなっている。

(一五) 史料上の問題もあるが、神忌の研究に関しては、神忌の動向に注目するような研究が中心であり、その前段階である開催までの足掛かりなどに関しては、考察されていないことなども理

由として挙げられる。

- (二六) 輪王寺宮でありながら、神忌の記録に關して、完全に把握していないという点は注目すべきポイントである。公啓法親王までの輪王寺宮は、突発的に交代することが多く、輪王寺宮御自身の日記等が現状確認されないということもあり、記録の伝達過程が不明瞭なためである。輪王寺宮を支える下部組織もいくつか存在するため、総体としての輪王寺宮と、記録の伝達過程との関係性についても注目される点である。なお、輪王寺宮の組織運営に注目した先行研究として、横田知恵子の「寛永寺の寺務組織について」(『学習院史学』第三号、一九六六年)などが挙げられる。

- (二七) 曾根原理「徳川家康年忌行事と延暦寺」(『佛教史学研究』佛教史学会、二〇〇八年)にて、百回忌からは参列している僧侶の人数が減少していることなどから、規模の縮小化が指摘されている。

- (二八) 曼殊院宮、円満院宮、聖護院宮など、過去に参列していた宮門跡は、百回忌以降参列していない。

- (二九) 『兼胤記』上での記録の検討や、『日光御逗留中日次・東照宮百五十回神忌・明和二乙酉年四月九日ヨリ同十一日迄』(京都学歴彩館所蔵)における記載内容の検討による。

- (二〇) 曼殊院門跡なども過去には参列者として関わっているが、公

璋法親王は未だ幼く、贈経なども行えていない。このため神忌の規模の縮小化も起こっているが、それと同時に皇子不足&宮門跡相続不安定による門主の若年化により、宗教上の不安定化が縮小化を招いていたと捉えることも出来る。

- (二二) 閑院宮家は、閑院宮直仁親王第六王女の倫子女王が、徳川家治の正室として婚姻関係にあるのに対し、京極宮は、当主の公仁親王が、紀州徳川家の徳川宗直娘と婚姻関係にあった。

- (二二) 『晃山拾葉 第十九卷』(国立公文書館、online:img.pdf/306390)、『東照宮百廻御忌記正徳五年四月十七日』(筑波大学所蔵)、『華頂要略門主伝』との比較による。『兼胤記』においては、兼胤達公家衆が、四月九日に日光山に到着してからの様子が描かれているが、実際には四月六日から読経が行われており、ここでは輪王寺宮・青蓮院宮・梶井宮が代わる代わる導師を務めている様子が記録されている。

- (二三) 公遣法親王は京都での完全な隠居を意図していたと考えられるが、実際には公啓法親王が存命中に早逝したため、一時的に臨時の輪王寺宮として再び関東へ下向することとなった。

参考文献

- 石津裕之 二〇一七「近世中期における宮門跡の相続」(『日本歴史』八三四、日本歴史学会)

熊野秀一 二〇一三「公現法親王の奥羽越列藩同盟における役割に

ついて」(『大正大学大学院研究論集』第三十七号、大正
大学大学院)

菅野洋介 二〇二四「輪王寺宮の浅草寺御成と相撲―徳川家斉政權

期を中心に―」(『駒沢史学』第一〇二号、駒沢史学会編)
曾根原理 一九九六「徳川家康神格化への道―中世天台思想の展開」

吉川弘文館

二〇〇八「徳川家康年忌行事と延暦寺」(『佛敎史学研究』
佛敎史学会)

柚田善雄 二〇〇三『幕藩権力と寺院・門跡』思文閣史学叢書

辻善之助 一九五三『日本仏敎史 近世編2』岩波書店

東京大学史料編纂所 編 一九九〇『大日本近世史料 廣橋兼胤公武

御用日記』第一卷 東京大学出版会

二〇一三『大日本近世史料 廣橋兼胤公武

御用日記』第十卷 東京大学出版会

二〇一五『大日本近世史料 廣橋兼胤公武

御用日記』第十二卷 東京大学出版会

二〇一八『大日本近世史料 廣橋兼胤公武

御用日記』第十三卷 東京大学出版会

二〇二二『大日本近世史料 廣橋兼胤公武

御用日記』第十四卷 東京大学出版会

藤井徳行 一九八一「明治元年・所謂「東北朝廷」成立に関する考

察―輪王寺宮公現法親王をめぐって」(手塚豊編『近代

日本史の新研究』北樹出版)

仏書刊行会編 一九八一『大日本仏敎全書』第一二九卷、仏書刊行会
松本大輝 二〇二四『廣橋兼胤公武御用日記』から見る「公啓法親

王の相統事情」(『常民文化』第四十六号、成城大学院)
村山修一 一九七三「妙法院門跡堯想法親王とその時代」(『史林』

第五十六卷四号)

森田晃一 一九九八「東叡山主・輪王寺宮の浅草寺御成について」

(『岐阜女子大学地域文化研究』第一五号、岐阜女子大学
地域文化研究所)

横田知恵子 一九六六「寛永寺の寺務組織について」(『学習院史学』

第三号、学習院大学史学会)

国立公文書館デジタルアーカイブ

『晃山拾葉』十九卷

<https://www.digital.archives.go.jp/img/pdf/3963990>

(2024年9月10日閲覧)

『八槐御記』二十四卷

<https://www.digital.archives.go.jp/img/4266399>

(2024年10月5日閲覧)

